

## 乳幼児等・こども医療費助成事業の見直し案について

本市の最重要課題である行財政構造改革を先送りすることなく着実に進めるため、行財政構造改革行動計画2017に掲げる「医療費助成のあり方の検討による医療費の抑制」に基づき、乳幼児等・こども医療費助成事業の見直し案を策定した。

### 1 現行制度概要

- ・ 中学3年生まで通院、入院の保険医療費全額助成（＝自己負担なし）。所得制限なし。

### 2 見直しの基本的な考え方

- ・ 本市の財政規模を勘案し適切な歳出規模の事業に向けて再構築を図る。  
⇒（年間助成費約4.8億円（H29年度見込）を縮小、約4.0億円の助成を行う）
- ・ 低所得者層への配慮を行うとともに、将来も持続可能で医療費の増加を招かない医療費助成制度に向けて再設計を行う。⇒（応能、応益の考え方に基づいた自己負担の導入）
- ・ 選択と集中による新たなニーズに沿った子育て支援施策への転換を図る。

### 3 見直し内容

#### (1) 低所得者・入院患者への配慮

- ① 低所得者（市民税非課税で一定基準を満たす世帯）は特に配慮し通院入院とも引き続き無料とする。
- ② 入院については、所得に関わらず引き続き無料とする。

#### (2) 未就学児（0歳～就学前）への配慮

医療費負担軽減ニーズの高い未就学児世帯への配慮として、制度見直しの対象年齢を「就学児以上」とし、未就学児については、通院、入院とも引き続き無料とする。

#### (3) 小・中学生の通院について一部負担金と所得制限の段階的導入

- ① 平成30年7月から低所得者を除いて一部負担金を導入する。金額は市民負担に配慮し、隣接の神戸市を参考にワンコイン以下の小額（1保険医療機関等あたり1日最大400円）とする。
- ② 平成32年7月から所得制限区分を設けた負担を導入する。所得制限額は県制度の基準どおりとする。（県下の所得制限導入他市町と同じ基準）

※所得制限額以上の場合も、助成対象外（3割負担）とするのではなく、負担に配慮し、1保険医療機関等あたり1日最大800円の一部負担金とする。

※市民負担に配慮し、①②の一部負担金は、同一の月に同一の保険医療機関等において2回（注）までとする。

（注）医療機関ごと、薬局ごとに回数を積算。同一医療機関内でも歯科は別で積算する。

年齢	所得制限	一部負担金	影響
小1 ～ 中3	有（県基準どおり） <所得制限額> 市民税所得割 235,000円未満 (世帯合算有)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1保険医療機関等あたり、1日最大400円（H32年7月から所得制限額以上の人は1日最大800円）</li> <li>● 一部負担金は同一の月に同一の保険医療機関等で2回まで</li> <li>● 市民税非課税で一定基準を満たす世帯は無料</li> <li>● 入院は所得に関わらず無料</li> </ul>	<p>【年間助成費縮減見込額】 78,400千円（H33年度）</p> <p>【必要経費】 システム改修費、人件費等</p>
未就学児	なし	● 通院・入院とも無料	

## <段階的な改正イメージ>

- ・平成 30 年 7 月から低所得者を除く小中学生に通院の一部負担金（400 円）を導入する。
- ・平成 32 年 7 月から所得制限区分を設け、所得制限額以上の小中学生に一部負担金（800 円）を導入する。

### 現行

	未就学児	小学生・中学生
所得区分なし	通院：0円 入院：0円	

### 平成30年7月～

	未就学児	小学生・中学生
低所得者以外	通院：0円 入院：0円	一部負担金 通院：400円 1医療機関等あたり月2回まで 入院：0円
	低所得者 通院：0円 入院：0円	

### 平成32年7月～

	所得区分	未就学児	小学生・中学生
所得制限額以上 (市民税所得割額23万5千円以上世帯)		通院：0円	通院：800円 1医療機関等あたり月2回まで 入院：0円
	所得制限額未満 (市民税所得割額23万5千円未満世帯)	入院：0円	通院：400円 1医療機関等あたり月2回まで 入院：0円
低所得者 (市民税非課税で一定基準を満たす世帯)		通院：0円 入院：0円	

## 4 今後の予定

- H29 年 8 月 9 月市議会へ条例改正議案の提案  
H30 年 7 月～ 改正制度の実施

## 5 参考

### (1) 助成総額の推移

- ・平成 23 年度の所得制限撤廃、平成 27 年度の小中学生通院無料化で助成額が大幅に増加。

年度（実績）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市県助成総額（千円）	239,629	361,620	374,059	377,332	396,049	443,778	467,952
年度平均人数（人）	7,722	12,480	12,215	14,723	15,106	15,444	15,406

### (2) 改正による助成総額の推移見込み

- ・平成 30 年度制度改正により段階的に助成総額が減少。
- ・平成 33 年度に平成 26 年度並の水準となる見込み。

年度（見込）	H29	H30	H31	H32	H33
市県助成総額（千円）	485,664	448,864	430,464	414,997	407,264
財源内訳 （千円）	県	93,552	93,552	93,552	93,552
	市	392,112	355,312	336,912	321,445
H29 からの増減額	-	△36,800	△55,200	△70,667	△78,400

### (3) 現行の県制度・近隣市との比較

	所得制限	一部負担金
県制度	0歳なし、1歳～中3は、市民税所得割23万5千円未満〈世帯合算あり〉	入院 1割負担、3,200円/月まで（小4～中3は2割負担） 通院 0歳～小3 800円（低所得者600円）/日、月2回 小4～中3 2割負担
三田市	0歳～中3 なし（H23～）	入院 0円、通院 0円
宝塚市	0歳なし、1歳～中3は県基準〈世帯合算なし〉	入院 0円、通院 0円
神戸市	0歳～中3 なし（H29～）	入院 0円、通院 0～2歳0円、3歳～400円/日、月2回
西宮市	0歳なし、1歳～中3は県基準	入院 0円、通院 0円
	県基準超過者 （1歳から就学前）	入院 1歳～就学前 1割負担、3,200円/月まで、 通院 1歳～就学前 800円/日、月2回
川西市	0歳なし、1歳～中3は県基準	入院 0円、通院 0歳～小3は0円、小4～中3は1割負担
尼崎市	0歳なし、1歳～中3は県基準	入院 0円
伊丹市		通院 0歳～就学前は0円、小1～中3は県制度